

# いじめの問題に今できること

いじめにより、つらい思いをしたり、学校に行けなくなったりしている子どもがいたら、どう思いますか？ どうしますか？ この機会にいじめの問題について話し合い、いじめ防止への理解を深めましょう。

## いじめって何？

- ◆ 冷やかしゃからかい
- ◆ 悪口や脅し文句
- ◆ 仲間はずれ
- ◆ 集団による無視
- ◆ 軽くぶつかられる
- ◆ 金品をたかられる
- ◆ 物を隠される
- ◆ 遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりする
- ◆ 物を壊されたり、捨てられたりする
- ◆ イヤなことや恥ずかしいことをさせられる
- ◆ 危険なことをさせられる
- ◆ ネット上で、誹謗中傷される など

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

### 家庭のみなさんへ

家族全員でいじめが重大な人権侵害であることを理解し、大人が模範を示しましょう。また、携帯電話等の適切な使用について家庭で話し合いましょう。

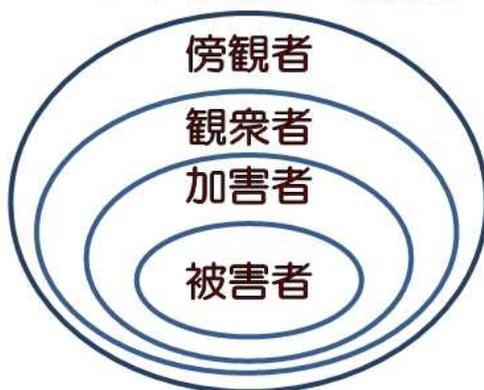
- 子どもの個性や可能性を伸ばし、いじめに向かわない積極的な生き方を身につけさせましょう。
- 親子の絆や信頼関係を深める中で他者への思いやりや生命の大切さを教えましょう。
- いじめの被害にあった場合は全力で守り、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考えましょう。

### 地域のみなさんへ

地域の会合等で、ハラスメント等の大人社会の有り様も含め、いじめの問題の理解を深め、地域の子どもを守り育てましょう。

- しつけや育ちに関する悩みを抱える保護者に寄り添い、不安や孤立感を和らげましょう。
- 地域での遊びや活動などを通して、人間関係を結ぶ力を育てましょう。
- PTAや地域関係団体等による見守り活動や学校への情報提供など、学校と連携して、いじめの問題に取り組みましょう。

### いじめ集団の四層構造



ポイント  
「傍観者」「観衆者」が  
勇気をもって「救済者」  
となれるか



いじめ防止対策推進法 第四条（いじめの禁止）  
「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあり、児童生徒はいじめをしてはいけないことが法に定められている。

### 《家庭における「いじめのサイン」の例》

- ◇登校しぶり ◇転校の希望 ◇外出の回避 ◇感情の起伏の顕著化 ◇隠し事の発覚
- ◇教師や友達への批判増加 ◇家庭でのお金の紛失 ◇荒くなる金遣い ◇物がなくなる壊れる
- ◇長時間の電話等や過度に丁寧な対応 ◇衣服の不必要な汚れ ◇体への傷やいたずらの痕跡
- ◇保護者来校の拒絶 ◇過度のインターネット等通信機器への対応 ◇「大丈夫」とよく言う
- ◇表情が暗い ◇無口になる（会話を避ける、しない。） ◇食欲不振 等

### 《地域で見られる「いじめのサイン」の例》

- ◇登下校中に特定生徒が、他の生徒の荷物等を過度に持つ ◇一人だけ離れて登下校する
- ◇故意に遅れて登校する ◇地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている
- ◇地域の公園等で一人の生徒を数名で取り囲み、言い合ったり、こづいたり、追いかけられたりする
- ◇コンビニや地域の商店等で、物品や飲食物をおごらされている
- ◇グループからよく置いていかれる ◇地域行事に参加しなくなる 等

### いじめに向かわない態度・能力

- 情操力：他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。思いやりの心。
- 伝達力：言える力（訴える）。相談する力。勇気や行動力。体力。精神力。
- 想像力：自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。関心をもつ力。気付き力。規範意識。陽転思考。鈍感力。自分を見つめる力（自分の弱さを認める）
- 会話力：生徒が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力。（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力。）
- 行動力：自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる能力を育てる
- 忍耐力：ストレスに適切に対処できる力。（ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツなどで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。ただしいじめを受けて我慢する力ではなく。）自己有用感、自己肯定感。
- 社会力：学校生活のモラルや社会と直接つながるネットモラルに係る適切な利用と判断する力。
- 解決力：いじめを自力で解決する力。正義感。困っている人を助ける力。

## インターネットを通じて行われるいじめやネット上のトラブルを防ぐために ～法律や条例で保護者の責務が定められています～

### 青少年インターネット環境整備法

- 子どもに携帯電話を買い与える場合、携帯電話会社に「使用者は子どもである」ことを申し出る。
- インターネット上には有害情報が氾濫（はんらん）していることを認識して、子どものインターネットの利用のルールを決めるなど、しっかり見守るよう努力する。

### 条例

- 青少年のスマートフォン・携帯電話について、原則フィルタリングを利用する。
- インターネットを利用できる端末を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにする。
- インターネットの危険性等を認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図る。

子どもの出すサイン(変化)に気づいていますか? ※早期発見・早期対応が大切です  
 ~いじめはどの子どもも被害者・加害者となる可能性があります、大人の気づきにくいところで起こります~

## ●家庭で気をつけるポイント

## ●子どもの出すサイン

いじめの被害者は、いじめられている  
 ことを言にくい

- 家の人に心配をかけたくない
- いじめられたことを言ったことが分かる  
 と、さらにいじめられる心配がある

- |  |                                     |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 元気がない         | <input type="checkbox"/> 食欲がない      |
| <input type="checkbox"/> メールの内容を気にしすぎる | <input type="checkbox"/> 携帯電話を離さない  |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する     | <input type="checkbox"/> 友達の話をしなくなる |
| <input type="checkbox"/> どことなくおどおどしている | <input type="checkbox"/> 成績が急に下がる   |
| <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる      | <input type="checkbox"/> 落書きが目立つ    |
| <input type="checkbox"/> 金遣いが急に荒くなる    | <input type="checkbox"/> 金品を持ち出す    |
| <input type="checkbox"/> 登校をしふる        | <input type="checkbox"/> あざや傷がある    |
| <input type="checkbox"/> 服装の汚れや破れが目につく |                                     |

いじめの加害者は、いじめと認識せず、  
 からかいやいたずらなどを遊び半分で行う

- 被害者が平気そうなので大丈夫
- 悪いのは自分だけではない

- すぐかっとなって、暴力を振るう
- 言葉遣いが荒くなる
- 買った覚えのないものを持っている
- 友達を呼び捨てにする
- 友達に軽蔑した口調で話す

「あれ?」もしかしてと思ったら...



相談機関に相談



すぐに学校  
 (担任)へ相談

## 各所相談ダイヤルについて

(1) 酒田市立第四中学校…電話0234-31-0911 教頭・養護教諭・学年主任等へ

**※まずは学校にご相談を!**

(2) 酒田市教育相談室…経験豊かな相談専門員が対応 **電話0120-783042** (なやまないように)

(3) 山形県教育センター…〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津2515

①教育相談ダイヤル **023-654-8181** 月～金(平日)8:30～20:30・土日祝8:30～17:30

②いじめ相談ダイヤル **023-654-8383** 24時間受付

③来所相談予約受付ダイヤル **023-654-8181** 平日8:30～17:00(土日祝を除く)

④教育相談メール [non-ijime@pref.yamagata.jp](mailto:non-ijime@pref.yamagata.jp) (英数半角文字)

※返信にはお時間をいただいております。PCメールの拒否設定を行っている  
 受信できない場合があります。

(4) 山形地方法務局人権擁護課…〒990-8790 山形市緑町1丁目5-48 山形地方合同庁舎

①SOSミニレター…上記の住所で手紙を受け付けています。

②子どもの人権110番…**0120-007-110** 月～金(平日)8:30～17:15

※土日祝日と平日の時間外は、留守番電話です。

③インターネット人権相談受付窓口…<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

※24時間受付します。法務省のホームページからパソコン・スマートフォン・  
 携帯電話を利用して相談できます。